

< 館山市移住支援金のご案内 >

東京23区・東京都・神奈川県・埼玉県に住んでいた方向け
(*条件不利地域を除く)



世帯移住

100万円

単身移住

60万円

●18歳未満の世帯員がいる場合、最大200万円

都心から車で80分。

東京からのアクセスが良く、一年を通じて温暖な気候に恵まれています。自然・食・文化のすべてを満喫できる南房総の安らぎの地です。



支援金の要件につきましては裏面をご確認ください。

*条件不利地域

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、清川村、湯河原町

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

移住支援金の対象

次の①・②いずれにも該当する方が対象となります。

① 次のいずれにも該当する

【1】 館山市に転入する直前に、連続して1年以上、『東京23区に在住』又は『東京都・神奈川県・埼玉県』のうち条件不利地域（表*）以外の地域に居住し東京23区に通勤(通学)している

※在住と通勤(通学)の期間は合算可能

【2】 館山市に転入する直前10年間のうち、通算して5年以上、『東京23区に在住』又は『東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県』のうち条件不利地域（表*）以外の地域に在住し、『東京23区に通勤（通学）』している

※在住と通勤（通学）の期間は合算可能

② 次のいずれかに該当する

【1】 就業（一般）

千葉県の就職マッチングサイト「千葉県地域しごとNAVI」に掲載の移住支援金の対象企業に就業し、申請時において連続して3か月以上在職している

【2】 就業（専門人材）

千葉県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業を利用して就業し、申請時において連続して3か月以上在職している

【3】 起業

館山市で起業し、申請日までの1年以内に、（公財）千葉県産業振興センターの起業支援金の交付決定を受けている

【4】 関係人口（過去に本市の住民基本台帳に1年以上登録されていた者であって、次の要件のいずれかに該当すること）

ア 千葉県農業大学校又は千葉県の認定研修機関の受講者

イ 館山市の認定農業者又は認定農業者となる見込みのある者

ウ 館山市の認定新規就農者または認定新規就農者となる見込みのある者

エ 漁業協同組合員または漁業協同組合員となる見込みのある者

オ 家業を継ぐ者

申請期間：館山市に転入して3か月以上1年未満とする

移住支援金の申請を希望される方は館山市地域づくり課へ事前にご相談ください。

※予算管理等の都合上、住民登録時点で申請見込みの方を確認させていただいております。移住支援金の申請をお考えの方は、転入後、速やかにご連絡ください。

※本支援金については、下記に該当の場合返還の義務が生じます。内容についてよくご確認のうえ、申請をお願いいたします。

(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請していたことが判明した場合：全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に市外へ転出した場合：全額

(3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(4) 千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合：半額

▶ 移住支援金の詳細は、館山市地域づくり課HPでもご案内しております。
HP上のフローチャートもご活用ください。



お問合せ先

館山市地域づくり課地域づくり係

館山市役所4号館2階 TEL：0470-22-3136

